明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始め、クロツラヘラサギ、オジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類等、多様な鳥類相の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員、国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員等によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ホ　当該区域では、カワウが水産業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、保護管理に努める。

○環境省告示第百二十二号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づき、中海鳥獣保護区の区域内に次のように特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

指定された特別保護地区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

中海特別保護地区

二　区域

鳥取県米子市及び境港市並びに島根県松江市及び安来市の各一部（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで

四　特別保護地区の保護に関する指針

(一)　特別保護地区の指定目的

当該区域は、鳥取県西部と島根県東部にまたがり、斐伊川水系の宍道湖の下流に位置し、境水道を通じて日本海につながる汽水湖であるため、淡水性及び海水性の両方の動植物が生息する多様な自然環境を有している。

このような自然環境を反映して、当該区域周辺部を含めた中海一帯では、約三百種の鳥類の生息が確認されている。特に、ガンカモ類は毎年約六万羽が渡来する国内最大級の渡来地であり、その中でもコハクチョウは毎年千羽以上が渡来し、日本の集団渡来地の南限でもある。

さらに、環境省が作成したレッドリストに掲載されている絶滅危惧ⅠB類のクロツラヘラサギ、絶滅危惧Ⅱ類のオジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類の渡来も確認されている。

中海鳥獣保護区で飛来数の多いキンクロハジロ、ホシハジロ及びスズガモは中海の水域全体を、またコハクチョウ及びオナガガモは浅場を、採餌の場として利用しているほか、飛来する水鳥のほとんどがねぐらや休息の場として広い範囲で水域を利用している。このように、当該鳥獣保護区の大部分を占める水域は、水鳥にとって特に重要な区域であることから、当該区域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十九条第一項に規定する特別保護地区に指定し、当該区域に渡来する渡り鳥及びその生息地の保護を図るものである。

(二)　特別保護地区の管理方針

イ　集団渡来地の保護区として、ガンカモ類を始め、クロツラヘラサギ、オジロワシ及びツクシガモ等の希少な鳥類等、地域の多様な鳥類相の保護を図るため適切な管理に努める。

ロ　違法捕獲の防止や制札の維持管理のため、環境省職員及び国指定鳥獣保護区管理員等による定期的な巡視を行う。

ハ　鳥類を驚かすような人の不用意な行動、ごみの散乱等による鳥類の生息への影響を防止するため、関係地方公共団体、関係機関等と協力して利用者及び地域住民への普及啓発に取り組む。

ニ　国指定鳥獣保護区管理員によるモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥類の生息状況の把握に努める。

ホ　当該区域では、カワウが水産業や生態系に被害を及ぼしていることから、関係地方公共団体、関係機関等と連携協力を図り、保護管理に努める。

○環境省告示第百二十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第二項及び第七項ただし書の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を変更し及びその存続期間を更新したので、同条第九項において準用する同法第十五条第二項の規定により公示する。

更新された鳥獣保護区の区域を表示した図面は、環境省に備え付けて供覧する。

平成二十六年十月三十一日

環境大臣　望月　義夫

一　名称

鳥島鳥獣保護区

二　区域

東京都八丈支庁管内の鳥島（区域図省略）

三　存続期間

平成二十六年十一月一日から平成四十六年十月三十一日まで

四　鳥獣保護区の保護に関する指針

(一)　鳥獣保護区の指定目的

当該区域は、東京から南約六百キロメートルの太平洋上に位置し、周囲六・五キロメートルのほぼ円形をした火山島である。過去からアホウドリの生息地として知られていたものの、明治時代に羽毛採取のための乱獲が本格化して、大正時代にはその個体数が激減し、この時代に太平洋にあった多くのアホウドリ繁殖地が消滅し、昭和二十四年にはアホウドリは絶滅した可能性があるとされた。しかし、昭和二十六年鳥島燕崎において十羽ほどが再発見され、その後徐々にその個体数が増加し、鳥島は、現在、国際的に数少ないアホウドリの生息地であり、当該種の保存の観点から重要な島となっている。

このように、当該区域は、希少な海鳥類であるアホウドリの生息地として重要であることから、当該区域を希少鳥獣生息地として、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第二十八条第一項に規定する鳥獣保護区に指定し、当該区域に生息する希少鳥獣の保護を図るものである。

(二)　鳥獣保護区の管理方針

イ　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四十五条第一項に基づき定められたアホウドリに関する保護増殖事業計画（平成十八年八月文部科学省・農林水産省・環境省告示第二号。以下「保護増殖事業計画」という。）に基づき実施してきた燕崎における繁殖地への土砂流入防止事業等については、引き続き継続的に実施し、鳥獣の生息環境の安定化を図る。

ロ　保護増殖事業計画を踏まえ、初寝崎におけるモニタリングを行い、繁殖地の形成状況の把握に努めるとともに、必要に応じ繁殖地の保全対策を講じる。

ハ　「モニタリングサイト一〇〇〇海鳥調査」の実施により、小型海鳥類の繁殖地の状況把握に努めるとともに、必要に応じ小型海鳥類の繁殖地の保全対策を講じる。

(三)　保全事業の目標

繁殖地への土砂流入防止及び小型海鳥類を捕食するクマネズミの駆除を行い、海鳥類の繁殖地として生息環境の改善を図る。

(四)　保全事業の対象区域

鳥島鳥獣保護区の全域

(五)　保全事業の内容

燕崎において、繁殖地に堆積した土砂を除去するとともに、裸地化しつつある繁殖地では営巣に適した環境を保護するため単木的な植栽を行う。

さらに、小型海鳥類を捕食するクマネズミについて、生息密度を含めたモニタリングを行い、実態を把握しつつ駆除を行う。

(六)　環境変化の概要

アホウドリの最大の繁殖地である燕崎は、急傾斜地であることから土砂が流入しやすく、平成十一年頃から低気圧又は台風の通過時に土砂流入が発生することが顕著となっており繁殖地の埋没が懸念される。さらに、過去非意図的に導入されたクマネズミが増加し、それらによる捕食により小型海鳥類繁殖地としての環境が悪化した状態になっている。

(七)　鳥獣の生息状況の変化

鳥島でアホウドリが昭和二十六年に再発見されて以降、繁殖地として世界的に注目される地となった。これまでの関係者の保護増殖に係る取組により、アホウドリは個体群として約三千羽に達する状況となり、別種であるクロアシアホウドリはこれを上回る個体群が生息しているが、燕崎繁殖地の土砂流入による埋没が繁殖への影響を及ぼすおそれがある。

小型海鳥類であるオナガミズナギドリは、平成二十三年度の海鳥調査で九十七巣と前回の平成二十年度の調査に比べ増加している。一方、オーストンウミツバメは、巣穴を使用した痕跡から推測した個体数は平成二十年度調査に比べ平成二十三年度調査では減少しており、調査ごとにクマネズミによる捕食が記録されるなど、繁殖地としての質が極度に低下している。

発行所　〒一〇五―八四五五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03(3587)4294
定価　一ヵ月一、六四二円（本体一、五二〇円）　本号一部四二〇円（本体三九〇円）　（配送料別）